

岩国市看護師等確保対策基金条例

(設置)

**第1条** 市内の医療機関等における保健師及び看護師を確保し、安心して暮らせる医療環境の確立を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、岩国市看護師等確保対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限って、基金の全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。